

佐賀県総合運動場等整備基本設計等に係るコンストラクション・マネジメント業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務の目的

佐賀県では、平成29年3月に「佐賀県総合運動場等整備基本計画」を策定し、2023年（平成35年）に47年ぶりに開催される国民体育大会・全国障害者スポーツ大会において、アスリートがベストパフォーマンスを発揮できるような施設の整備はもちろんのこと、大会後においても、スポーツを「する」楽しみだけでなく、「観る」、「支える」など、県民に広く親しまれ、暮らしの中に溶け込むことで、大会のレガシーとして、スポーツをはじめとした様々な活動を通じて都市の魅力を創出し、街の活性化に繋がる拠点となる施設を整備することとしている。

本整備事業は、複数年にわたり多種の工事が重複し、複雑な工事工程が想定されることから、基本設計段階からスケジュール、コスト、品質管理等を総合的にマネジメントするなど、事業を円滑に推進するための技術的・専門的な支援が必要である。

このため、本整備事業に係るコンストラクション・マネジメント業務として、平成29年度から平成34年度（予定）にかけて、基本設計段階から、実施設計段階、工事発注段階、施工段階での佐賀県総合運動場等整備事業全体のマネジメントを行うことを予定している。

このうち、今年度を実施する業務では、基本計画の精査、基本設計者の選定支援、工事発注方式の検討、基本設計初期段階での発注者の支援、発注者及び設計者とは異なる視点での基本設計方針のチェック、設計に関する提案等を行うことにより、今後の整備事業全体の円滑な実施を図ることを目的とする。

(2) 計画事業の概要

①事業名称

佐賀県総合運動場等整備事業

②敷地の場所

佐賀県佐賀市日の出

③敷地面積

- ・総合運動場エリア 約24ha
- ・総合体育館エリア 約3.4ha

④主な施設の想定規模

佐賀県総合運動場等整備基本計画 「3. 整備内容」を参照

⑤事業完了予定

平成34年度工事完了予定

⑥計画概要

佐賀県総合運動場等整備基本計画を参照

※基本計画からの変更点（H29.9時点）

- ・2021 福岡世界水泳選手権の事前キャンプ誘致を推進していくために、水泳場（50m屋内プール）の完成時期を数か月前倒しする予定

(3) 委託業務内容

平成29年度中に行われるマネジメント業務として、基本計画の精査等、基本設計者選定支援、発注区分・発注方式の提案、品質管理、工程管理、コスト管理等に係る発注者の事業管理支援（マネジメント）業務を行う。業務詳細は以下のとおり。

I. 事前の整理

1) 発注者要求の確認・整理

佐賀県総合運動場等整備事業のこれまでの取組経過を理解するとともに、「佐賀県総合運動場等整備基本計画」などの成果物についても十分に理解し、発注者と必要な打合せを行ったうえで、プロジェクト目的の整理、予算・全体工程、その他の基本的制約条件を整理し文書化して、発注者に提示する。

2) リスク整理と対応策の検討

受託者は、佐賀県総合運動場等整備事業（その後の維持管理期間を含む）の全期間を通じて、内在する代表的なリスクを整理するとともに発注者に説明し、その対応策を明示する。

II. 基本計画精査

1) 与条件、課題、問題点等の整理

基本計画段階における与条件、課題、問題点等を整理する。（計画内容、法規制、実現可能性等）

III. 基本設計者選定方法等の支援

1) 基本設計者の選定支援等

基本設計者の選定方法について、受託者が適切と考える方法に沿って発注者に説明し、発注者の決定を支援する。決定された基本設計者の選定方法に基づき、基本設計者選定用の資料（募集要項案、評価基準案、様式案、設計業務委託契約書案等）を作成し、発注者に提出する。また、基本設計予定者からの質疑に対する対応、基本設計者選定委員会の開催及び技術提案の比較等の資料作成支援等を行う。

2) 実施設計、工事発注方式の検討及び決定支援

実施設計時におけるDB方式や性能発注方式も含めた多様な発注方式について、品質、工程、コスト等の面から比較検討を行い、発注方式の決定支援を行う。

IV. 基本設計初期段階での支援

1) プロジェクト関係者の役割分担の明確化と更新

必要な人員や役割分担の明確化等について確認及び助言する。

2) 設計要件の確認・整理（基本方針、目標工期、目標コスト、目標品質等）

発注者の要求事項（基本方針、目標工期、目標コスト、目標品質等）を確認し、基本設計内容へ反映されているかを確認する。

3) マスタースケジュールの作成

佐賀県総合運動場等整備事業全体について、平成29年度から平成34年度（予定）にかけての、基本設計段階、実施設計段階、工事発注段階、施工段階のマスタースケジュールを作成する。その場合、Ⅲ2)における多様な発注方式を踏まえたうえで作成すること。

4) 基本設計者への基本設計方針書の作成依頼等

基本設計者から提出された基本設計方針書と発注者の要求を比較検討し、発注者の要求が基本設計方針書に反映されているかを確認する。その結果を発注者に報告する。必要に応じて、発注者の承諾を得たうえで、基本設計方針書の修正を基本設計者に依頼する。

5) 基本設計スケジュールの管理

基本設計者が作成した基本設計スケジュールを確認する。疑義がある場合は発注者に報告し承諾を得たうえで、基本設計スケジュールの変更を基本設計者に依頼する。発注者の指示があった場合はマスタースケジュールを更新する。

V. 許認可に関わる支援

- 1) 都市計画区域変更に関する図書作成（区域変更に伴う法定図書（総括図、計画図））
※詳細については、発注者が別途指示
- 2) 事前協議の支援
発注者が実施すべき事前協議について、助言及び技術的な支援を行う。

VI. 業務報告書の作成・提出

(4) 履行期間

契約締結日から平成30年3月30日まで

(5) その他

別添「佐賀県総合運動場等整備基本設計等に係るコンストラクション・マネジメント業務委託特記仕様書」による。

2 募集要領

(1) 選定方法

本業務の受託候補者の特定にあたっては、「佐賀県総合運動場等整備基本設計等に係るコンストラクション・マネジメント業務委託建設コンサルタント選定委員会」（以下「委員会」という。）において、技術提案書や受託候補者へのヒアリングによる審査を実施する。

委員会での審議結果をもとに、原則として最高の評価点の技術提案書を提出した選定業者を契約予定者として特定することとする。

(2) スケジュール（予定）

	内 容	日 程（予定）
1	公告	平成29年9月5日（火）
2	技術提案書提出意思表明書の提出期限	平成29年9月15日（金）
3	技術提案書提出者の選定・非選定通知	平成29年9月22日（金）
4	技術提案書の受付開始	平成29年9月25日（月）
5	質問の受付期限	平成29年9月29日（金）
6	技術提案書の提出期限	平成29年10月6日（金）
7	委員会（一次審査）（応募者数によっては省略）	平成29年10月16日（月）
8	選定・非選定通知（一次審査有の場合）	平成29年10月17日（火）
9	委員会（ヒアリング）	平成29年10月19日（木） ～平成29年10月24日（火）の指定する日
10	特定・非特定通知	平成29年10月24日（火）
11	契約締結	平成29年11月上旬

(3) 委員会

- ① 委員会の構成は、次のとおりとする。ただし、委員が止むを得ず出席できないときは、説明等で立ち合いの説明がある場合に限り、代理を出席させることができる。

なお、委員長が必要と認めるときは、委員以外の有識者に委嘱または意見を求める。

委員の所属・職名は以下のとおりである。

	所属・職名
1	文化・スポーツ交流局 局長
2	文化・スポーツ交流局 副局長
3	文化・スポーツ交流局 スポーツ課長
4	文化・スポーツ交流局 スポーツ課 総合運動場等整備推進室長
5	県土整備部 建設・技術課長
6	県土整備部 都市計画課長
7	県土整備部 建築住宅課長
8	県土整備部 建築住宅課 施設整備室長

- ② 委員長は委員会を総理する。ただし、委員長不在の時は、委員の中から委員長が指名する者が職務を代理する。

- ③ 委員会は必要に応じ随時に開く。

- ④ 委員会の審議は公開しない。

(4) 参加資格要件

本業務に参加を希望するものは、次に掲げるすべての要件を満たす単体企業とする。

- ① 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和 28 年佐賀県規則第 21 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき「建築士事務所」の入札参加資格の決定（公告日時点）を受けていること、又は、入札参加資格の決定を受けていない場合は以下の書類を提出し、審査の結果、入札参加資格の決定を受けていることと同等と認められること

ア 出資状況等調査票

イ 誓約書

ウ 佐賀県税に未納がない証明書（原本）

※県内の県税事務所で取得可。

※佐賀県内に営業所等がない場合、「課税額なし」の証明書（原本）を提出すること。

※申請日から 3 か月以内に発行されたものであること。

エ 消費税等に未納がない証明書（写し可）

※主たる営業所（本店）を管轄する税務署で取得可。

※「様式その 3」又は「様式その 3 の 3」。

※申請日から 3 か月以内に発行されたものであること。

オ 委任状（本店から営業所等に契約締結の権限を委任するもの）

※主たる営業所（本店）以外に委任する場合。

カ 建築士事務所登録通知書又は建築士事務所登録証明書（写し可）

※各県の建築士事務所協会が発行。

※委任する（上記 オ を提出する）場合、委任先の都道府県の登録になっていること。

※証明書の場合、申請日から3か月以内に発行されたものであること。

キ 営業経歴書

ク 実績調書

- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ③ 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を、本業務の技術提案書提出意思表示書の提出期限日から開札の日までの間に受けていないこと。
- ④ 本業務の技術提案書提出意思表示書提出期限日の6か月前から開札の日までの間に、金融機関等において不渡り手形等を出していないこと。
- ⑤ 本業務の開札までの間に、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きの申立がなされた者でないこと。ただし、更正又は再生計画の許可が決定されたもので、入札参加資格審査申請書を再度提出し、公告に掲載されている入札参加資格の決定を受けたもの又は必要書類を提出したものを除く。
- ⑥ 本業務の他の技術提案書提出意思表示書提出者と資本又は人事面において強い関連がある者でないこと。

「資本又は人事面において強い関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

ア 法人税法施行令第4条第2項及び第4項に該当する者（会社）。

イ 一方の会社の役員（株式会社の取締役、委員会設置会社の執行役、持分会社の業務を執行する社員及び法人格のある組合等の理事に限る。以下同じ。）が、他の会社の役員を現に兼ねている会社。

ウ 一方の会社の役員配偶者及び親子関係にある者が、現に他の会社の役員職にある会社。

- ⑦ 佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）第2条第4号に規定する暴力団等でないこと。

「佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）第2条第4号に規定する暴力団等」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

ク 役員等（法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同

等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあっては当該個人以外の者で営業所を代表する者をいう。）にイからキまでに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人
ケ イからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

- ⑧ 発注者の業務支援を行うコンストラクション・マネージャー（CMR）として、次のア又はイに記す業務（以下、「CM業務」という。）の内、いずれかの段階について、平成 19 年度以降に完了した、本業務と同種又は類似の業務実績（元請としての業務に限り、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20%以上のものに限る。）を 1 件以上有すること。

ア 基本計画・設計者選定・設計・発注・施工の各段階において、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立った、基本計画策定支援、設計者選定支援、設計の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種マネジメント業務

（2002 年 国土交通省「CM方式活用ガイドライン」参照）

イ 日本コンストラクション・マネジメント協会発行「CM（コンストラクション・マネジメント）業務委託契約約款・業務委託書（2009 年 6 月改定版）」に記載の 1. 基本計画段階、2. 基本設計段階、3. 実施設計段階、4. 工事発注段階、5. 工事段階の CM 業務

※同種業務：国及び地方公共団体等が発注した延べ面積が 20,000 m²以上の建築物の新築又は改築に係る基本設計段階から工事施工段階までの間に実施されたコンストラクション・マネジメント業務

※類似業務：延べ面積が 20,000 m²以上の建築物の新築又は改築に係る基本設計段階から工事施工段階までの間に実施されたコンストラクション・マネジメント業務

※国又は地方公共団体等が発注する工事

○ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に定める公共工事

○ 「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条に定める公的医療機関」、「国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に定める国立大学法人」及び「地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 68 条第 1 項に定める公立大学法人」が発注する工事

- ⑨ 下記の要件を満たす各技術者を配置できるものであること。なお、ここでの同種又は類似業務は⑧のとおりとする。

イ) 管理技術者

・ 認定コンストラクション・マネージャー（日本コンストラクション・マネジメント協会の資格試験に合格し登録した者（以下、「CCMJ」という。）及び建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士（以下、「一級建築士」という。）の資格を有する者であること。

・ CM業務の内、いずれかの段階について、平成 19 年度以降に完了した、本業務と同種又は類似の業務実績を 1 件以上有すること。

ロ) 主任担当技術者

・ 「建築（総合）」主任担当技術者は、「CCMJ」又は一級建築士で資格取得後 2 年以上の実務経験を有する者であること。

・ 「建築（総合）」主任担当技術者は、CM業務の内、いずれかの段階について、

平成19年度以降に完了した、本業務と同種又は類似の業務実績を1件以上有すること。

- ・「建築（構造）」主任担当技術者は、「CCMJ」、一級建築士又は構造設計一級建築士を有する者であること。
 - ・「電気設備」主任担当技術者は、「CCMJ」、一級建築士、設備設計一級建築士又は建築設備士を有する者であること。
 - ・「機械設備」主任担当技術者は、「CCMJ」、一級建築士、設備設計一級建築士又は建築設備士を有する者であること。
 - ・「建設コスト管理」主任担当技術者は、「CCMJ」、建築コスト管理士又は建築積算士を有する者であること。
 - ・「工事施工計画」主任担当技術者は、「CCMJ」又は一級建築施工管理技士を有する者であること。
- ハ) 管理技術者は、各主任担当技術者を兼任していないこと。また、建築（総合）主任担当技術者についても、他の主任担当技術者を兼任していないこと。
- ニ) 「建築（総合）」主任担当技術者を必ず配置するものとし、その他の主任担当技術者については、本業務の履行上必要な者を適宜配置すること。（ただし、配置予定技術者の評価点合計に関わるため、注意すること。）
- ホ) 配置予定の技術者は、技術提案書提出者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者であり、技術提案書提出意思表示書提出日時点で3か月以上の雇用関係を有する者であること。
- ※「管理技術者」とは、業務の技術上の管理を行う者をいう。
- ※「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

3 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 技術提案書作成上の基本事項

- ・プロポーザルは、業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。
- ・要請した事項以外の内容を含む技術提案書については、無効とする場合がある。

(2) 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は、様式第4-1号、様式第4-2号、様式第4-3号、様式第4-4号、様式第4-5号、様式第4-6号、様式第4-7号によるものとし、文字サイズは10ポイント以上（様式第4-6号については12ポイント以上）とする。併せて、参考見積書（様式は任意）（詳細は（3）を参照）を作成し提出すること。

また、要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

(3) 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の管理技術者、主任担当技術者、担当技術者を記載する。 ・担当技術者は、業務の分野分けに応じて最大2名まで記載する。
予定技術者の経歴等	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の管理技術者、主任担当技術者、担当技術者について経歴等を記載する。 ・手持ち業務は、公告日現在、国内外を問わず全てを記載する。 ・手持ち業務とは、管理技術者、担当技術者、照査技術者となっている

	<p>300万円以上の他の業務を指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約の業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記する。 ・配置予定技術者1名につきA4版1枚（片面）に記載する。 								
予定技術者の過去10年間の同種又は類似業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・管理技術者、主任担当技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」の実績について記載する。 ・記載する業務は、平成19年度以降に完了した業務とする。 ・記載する業務は、技術者1名につき1件とする。 ・図面、写真等を引用する場合も含め、配置予定技術者1名につきA4版1枚（片面）に記載する。 								
実施方針・実施フロー・工程表	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施方針、業務フロー、工程計画について簡潔に記載する。（本年度業務について記載すること。） ・A4版1枚（片面）に記載する。 								
特定テーマに対する技術提案	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務において技術提案を求めるテーマ（特定テーマ1・2）に対する取組方法を具体的に記載する。 ・記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ないが、本件のために作成したCGや詳細図面等を用いることは認めない。 ・テーマごとにA3版1枚（片面）に記載する。文字サイズは12ポイント以上とする。 								
参考見積	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度を実施する業務に係る参考見積を提出すること。（業務内容は特記仕様書参照） ・さらに、今後想定している「基本設計段階」、「実施設計段階」、「工事発注段階」、「施工段階」毎のCM業務の参考見積（4種）も併せて提出すること。 ・業務内容については、日本コンストラクション・マネジメント協会発行「CM（コンストラクション・マネジメント）業務委託契約約款・業務委託書（2009年6月改定版）」のCM業務とするが、現在の与条件にできる限り沿った内容の見積とすること。 ・これらの段階毎の見積は、今後の予算等の参考にする予定であるが、今後の業務内容の変更等に応じて再度見積を徴収するなどの見直しを行うことも想定しており、今後の契約金額を決定するものではない。 ・なお、各段階のCM業務を発注する場合の今後の業務期間は次のように想定しているが、デザインビルド方式等の多様な発注方式も含めて今後検討を行う予定であり、決定しているものではない。（期間は予定） <table border="1" data-bbox="416 1664 1426 1825"> <tr> <td>基本設計段階</td> <td>平成30年4月から平成30年11月頃</td> </tr> <tr> <td>実施設計段階</td> <td>平成30年12月から平成31年8月頃</td> </tr> <tr> <td>工事発注段階</td> <td>平成31年9月から平成31年12月頃</td> </tr> <tr> <td>施工段階</td> <td>平成32年1月から平成34年7月頃</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度を実施する業務に係る参考見積は、積算の際の参考及び技術提案書を特定するための評価項目として用いる。 ・なお、特定者には業務仕様の提案及び再度見積を依頼することもある。 	基本設計段階	平成30年4月から平成30年11月頃	実施設計段階	平成30年12月から平成31年8月頃	工事発注段階	平成31年9月から平成31年12月頃	施工段階	平成32年1月から平成34年7月頃
基本設計段階	平成30年4月から平成30年11月頃								
実施設計段階	平成30年12月から平成31年8月頃								
工事発注段階	平成31年9月から平成31年12月頃								
施工段階	平成32年1月から平成34年7月頃								

(4) 本業務において技術提案を求めるテーマ

技術提案のテーマは以下のとおりとし、その的確性、実現性等を評価する。なお、技術提案書の作成にあたっては、「佐賀県総合運動場等整備基本計画」のほか、本県の地域特性や都市計画を含めた周辺環境との調和等や、平成30年度から平成34年度（予定）にかけての基本設計段階、実施設計段階、工事発注段階、施工段階におけるコンストラクション・マネジメント業務も踏まえて行うこと。

【特定テーマ1】：事業を円滑に進めるためのマネジメント手法について

本整備事業では、平成35年に開催する国民体育大会、全国障害者スポーツ大会や、その後の街づくりの様々な活動の拠点となる施設を整備することとしています。

本整備事業は、限られた敷地の中で、施設を使用しながら、同時期に複数の工事を進めていく計画です。加えて、オリンピック事前キャンプの誘致等のため、工事期間中に施設の一部を一定期間使用するなど、施設利用に関する発注者要望が発生することや、社会情勢の変化等が事業に影響を及ぼすことも想定されます。

このような状況下で県では、全体スケジュールや工程を定め、また必要に応じて見直し等を行うなど、事業を円滑に進めていくこととなりますが、提案者は、佐賀県総合運動場等整備事業全体を通して、発注者を支援する立場で、どのような点が特に重要であると考え、どのように問題を解決するのか、その手法を過去の事例等も踏まえて具体的に提案してください。

【特定テーマ2】：過去の実績等から、本整備事業に有効と考えられる方策について

提案者のこれまでの実績、経験、得意分野等を踏まえ、本整備事業の遂行に有効と考えられる独自の方策について提案してください。

(5) 業務量の目安

本業務の今年度分としての参考業務規模は、2,000万円程度（税込）を想定している。

なお、特定者には業務仕様の提案及び当該仕様に基づく再見積を依頼することを予定しており、見直しも含めて今後発注者と協議を行うこととする。

(6) 技術提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

4 技術提案書等の提出方法、受付期間及び受付場所

(1) 技術提案書提出意思表示書及び提出資料

①提出方法

技術提案書提出意思表示書及び提出資料は、次の期間、次の受付場所に郵送（書留などの配達記録が残る方法によること。）もしくは持参により提出すること。

②受付期間

平成29年9月5日から平成29年9月15日まで（県の休日を除く。）の9時から16時まで。

なお、郵送による場合も、この日時までに受付場所に必着とする。

③受付場所

佐賀県 地域交流部 文化・スポーツ交流局 スポーツ課 総合運動場等整備推進室

(〒840-8570 佐賀市城内1-1-59)

電話番号 0952-25-7482

(2) 技術提案書提出者の参加要件の確認

提出資料を審査し、選定業者としての参加要件を確認し、平成29年9月22日までに通知する。

本業務の技術提案書を提出できるのは、技術提案書提出者選定通知を受けた者に限る。

なお、選定した業者数が2者に達しなかった場合は、この案件を中止する。

(3) 技術提案書

①提出方法

技術提案書は、次の期間、次の受付場所に郵送（書留などの配達記録が残る方法によること。）もしくは持参すること。

②提出部数

正本 1部 副本 9部

③作成方法等

所定の記載欄以外に、提案者名及びそれらを類推できる表現は記載しないこと。

④受付期間

平成29年9月25日から平成29年10月6日まで（県の休日を除く。）の9時から16時まで。

なお、郵送による場合も、この日時までに受付場所に必着とする。

⑤受付場所

佐賀県 地域交流部 文化・スポーツ交流局 スポーツ課 総合運動場等整備推進室

(〒840-8570 佐賀市城内1-1-59)

電話番号 0952-25-7482

⑥その他

要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

5 公告の内容についての質問の受け付け及び回答

(1) 質問の受け付け

本業務に関する質問は、文書（様式任意、ただし、規格はA4版）により行うものとし、持参、又は電子メールのいずれかの方法で受け付ける。ただし電子メールの場合は、着信を確認すること。

なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

<質問の受付担当課>

佐賀県 地域交流部 文化・スポーツ交流局 スポーツ課 総合運動場等整備推進室

(〒840-8570 佐賀市城内1-1-59)

電話番号 0952-25-7482

メールアドレス sports@pref.saga.lg.jp

<質問の受付期間>

平成29年9月5日から平成29年9月29日までの9時から16時まで

(2) 質問に対する回答

質問を受理した日から5日以内に、質問のあった者に対しては直接書面または電子メールで回答し、同時に佐賀県庁ホームページ上で閲覧に供する。

6 選定業者を特定するための技術提案書の評価基準

(1) 配置予定技術者及び技術提案内容の評価項目、評価基準、並びにウェイトは以下のとおりである。

評価項目	評価の着目点			評価基準	評価のウェイト
配置予定技術者の実績及び能力	管理技術者	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ①CCMJ、一級建築士及びその他の資格 ^{*1} を有する ②CCMJ及び一級建築士の資格を有する。 なお、上記以外の場合は特定しない。	5
		専門技術力	平成19年度以降に完了した同種又は類似業務の実績の内容	下記の順位で評価する。 ①管理技術者、担当技術者又は照査技術者のいずれかとして、同種業務の実績がある。 ②管理技術者、担当技術者又は照査技術者のいずれかとして、類似業務の実績がある。 なお、業務実績がない場合は特定しない。	5
		専任性	手持ち業務金額及び件数(300万円以上のもので特定後未契約のものを含む。以下同じ。)	全ての手持ち業務の契約金額合計が3億円以下かつ手持ち業務の件数が10件未満の場合は評価する。	5
	主任担当技術者	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ①CCMJの資格を有する。 ②その他の資格 ^{*2} を有する。 なお、上記以外の場合は特定しない。	30 (5 × 6人)

	専門技術力	業務執行技術力	平成19年度以降に完了した同種又は類似業務の実績の内容	下記の順位で評価する。 ①管理技術者、担当技術者又は照査技術者のいずれかとして、同種業務の実績がある。 ②管理技術者、担当技術者又は照査技術者のいずれかとして、類似業務の実績がある。 なお、業務実績がない場合は特定しない。(※建築(総合)のみ)	30 (5 × 6人)
	専任性	専任性	手持ち業務金額及び件数	全ての手持ち業務の契約金額合計が3億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満の場合は評価する。(※建築(総合)のみ)	10
	実施体制		担当技術者の配置予定人数	下記の順位で評価する。 ①主任担当技術者の下に複数の担当技術者を配置している。 ②主任担当技術者を1名配置している。 (※複数の担当技術者は分野を問わない)	5
ヒアリング	専門技術力	専門技術力の確認		実績として挙げた業務の担当分野に、中心的・主体的に参画したことがうかがえる場合に優位に評価する。	10
	コミュニケーション力	質問に対する応答性		質問に対する応答が明快、かつ迅速な場合に優位に評価する。	15
	取組姿勢	業務への取組意欲		提案した特定テーマに関する補足説明が明確で、業務に対する質問もあり、取組意欲が強く感じられる場合に優位に評価する。	15
実施方針・実施フロー・工程表	業務の理解度			目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	10
	業務の実施手順			業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	10
				業務量の把握状況を示す工程表の妥当性が高い場合に優位に評価する。	10
特定テーマに対する技術提案 (上段:特定テーマ1 / 下段:特定テーマ2)	的確性			地形、環境、地域特性などの与条件に整合している場合に優位に評価する。	15 5
				必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法等)が網羅されている場合に優位に評価する。	15 5
				事業の難易度を適切に把握し、問題点等を的確に把握した内容となっている場合に優位に評価する。	15 5

		事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。	15
			5
	実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	15
			5
		提案内容を裏付ける類似実績が明示されている場合に優位に評価する。	15
			5
独創性	周辺・異分野の取組を援用した、高度の検討の提案である場合に優位に評価する。	15	
		5	
参考見積	業務コストの妥当性	提示した業務規模と大きくかけ離れているか、提案内容に対して見積が不適切な場合は特定しない。	数値化しない

※1：その他の資格は、「CASBEE 建築評価員」、「CFMJ 認定ファシリティマネージャー」、「技術士（施工計画、施工設備及び積算）又は（建設環境）」、のいずれかの資格とする。

※2：その他の資格は以下による。

- ・ 建築（総合）：一級建築士（2年以上の実務経験を有すること）
- ・ 建築（構造）：一級建築士、構造設計一級建築士
- ・ 電気設備：一級建築士、設備設計一級建築士、建築設備士
- ・ 機械設備（給排水衛生、空調換気）：一級建築士、設備設計一級建築士、建築設備士
- ・ 建設コスト管理：建築コスト管理士、建築積算士
- ・ 工事施工計画：一級建築施工管理技士

(2) 管理技術者における標準評価項目で「技術者資格、その専門分野の内容」又は「平成19年度以降に完了した同種又は類似業務の実績の内容」、主任担当技術者における標準評価項目で「技術者資格、その専門分野の内容」又は「平成19年度以降に完了した同種又は類似業務の実績の内容」（「建築（総合）」に限る）がC評価及び参考見積価格と参考業務規模が著しく乖離しており、ヒアリングの結果、業務実施方針等の妥当性を確認することができない技術提案書を提出した選定業者は特定しない。

(3) 技術提案書の評価は以下のとおりとする。

< 1次審査 >

提出された技術提案書等について書面審査を行い、ヒアリングを行う者（5者程度）を選定する。応募者数によっては1次審査を省略することがある。

< 2次審査 >

ヒアリングを実施し、1次審査の結果も考慮した上で、CM業務受託候補者を特定する。

- ・ 1次審査（260点）：技術者評価（90点）＋提案内容評価（170点）
- ・ 2次審査（300点）：技術者評価（130点）＋提案内容評価（170点）

※ 技術提案（提案内容評価）については、1次審査でも採点を行うが、ヒアリング後に改めて採点する。

- (4) 原則として最高の評価点の技術提案書を提出した選定業者を契約予定者として特定することとする。

ただし、技術提案書が最高の評価点であっても、(2)の他、「技術者評価基準」(主任担当技術者における標準評価項目で「技術者資格、その専門分野の内容」については、配置予定の主任担当技術者に、「平成19年度以降に完了した同種又は類似業務の実績の内容」については、「建築(総合)」主任担当技術者に限る。)と「提案内容評価基準」のいずれかにおいて、評価の合計が満点の6割未満の場合は、当該技術提案書を提出した選定業者を契約予定者として特定しないこととする。

なお、評価の合計点の最高得点者が複数いる場合は、以下の①から④の順で1者を特定するものとする。(②以下はその上位項目が同点の場合に適用)

- ①提案内容評価基準の合計得点が高いもの
- ②配置予定技術者の専門技術能力(優良表彰)が高いもの
- ③配置予定技術者の公告日における手持ち業務量(受注金額の合計)が少ないもの
- ④配置予定技術者の公告日における手持ち業務量(受注件数)が少ないもの

契約予定者として特定された選定業者に対しては、特定された旨を通知する。

なお、契約予定者として特定する選定業者がない場合は、非特定通知書により通知を行った上で、当該案件は中止する。

7 技術提案書の評価方法

- (1) 書面審査による下記についての1次審査(応募者数によっては省略する場合がある。)を行い、ヒアリングを行う者を選定する。1次審査を行う場合、審査結果は平成29年10月17日(予定)までに書面にて通知し、選定された者に対してはヒアリングへの出席を書面にて要請する。

- ア 配置予定技術者の実績及び能力
- イ 業務の理解度及び実施手順
- ウ 技術提案の的確性・実現性・独創性

- (2) 1次審査で選定した者を対象として、下記についてのヒアリングを実施し、受託候補者を特定する。

- ア 業務の理解度及び実施手順
- イ 技術提案の的確性・実現性・独創性
- ウ 専門技術力・コミュニケーション力・取組姿勢
- エ 1次審査のAの結果

8 技術提案書に関するヒアリング

- (1) 実施場所、日時及び出席者

①実施場所：佐賀県庁(予定)

②実施日時：平成29年10月19日から平成29年10月24日(実施時間は協議の上、決定する。)

③出席者：管理技術者又は「建築(総合)」主任担当技術者で2名以内とする。また、補助者として、主任担当技術者(「建築(総合)」主任担当技術者を除く)の同席を認める。但し、補助者は、ヒアリングに対し

直接発言することはできない。
なお、原則として代理者の出席は認めない。

(2) ヒアリング項目

- ①管理技術者（又は主任担当技術者）の経歴について
- ②管理技術者（又は主任担当技術者）の業務実績について
- ③業務の実施方針、業務のフローチャート・工程計画及び特定テーマに対する取組方法等について

(3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。

(4) ヒアリングに出席しない場合

受注意思がないものとみなし、原則として特定しない。ただし、病気、交通機関の事故等真にやむを得ない理由で出席できないと判断される場合は、この限りでない。（該当する場合はその旨を理由と共に書面（書式自由、ただし、A4版とする。）にて提出すること。）

(5) その他

ヒアリングの詳細については、ヒアリング実施要領及び技術提案書評価要領（1）、（2）を参照すること。

9 非特定理由に関する事項

(1) 契約予定者として特定されなかった選定業者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を郵送により通知する。

(2) 上記（1）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は任意）により、非特定理由について説明を求めることができる。

(3) 上記（2）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面「非特定理由説明回答書」により行う。

(4) 非特定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

①受付場所：佐賀県 地域交流部 文化・スポーツ交流局 スポーツ課 総合運動場等整備推進室

（〒840-8570 佐賀市城内1-1-59）

電話番号 0952-25-7482

②受付時間：9時から16時まで

10 その他の留意事項

(1) 技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

(2) 技術提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

- (3) 契約予定者として特定しなかった選定業者の技術提案書は、原則として提出者に返却しない。
なお、提出された技術提案書は技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。
また、契約予定者として特定された選定業者の技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得ることとする。
- (4) 技術提案書提出後において、原則として技術提案書に記載された内容の変更を認めない。また、技術提案書に記載した配置予定技術者は原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (5) 特定された技術提案書の内容については、原則として契約内容に反映するものとし、提案内容の正確な理解、適切な特記仕様書の作成のために必要と判断した場合は、業務内容についての意見交換を行うこととする。
- (6) 契約予定者の特定後において、その者の技術提案書の提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (7) 契約予定者として特定した旨を通知されるまでは、参加を辞退することができないものとする。
また、以後の選定等において参加辞退を理由とした不利益な取扱いを行わない。